



# 大規模災害時臨時事務所 の使用協定書



平成 29 年 2 月 22 日

志 布 志 市  
九州地方整備局志布志港湾事務所  
鹿児島県大隅地域振興局



算

島  
塲  
平  
大  
丁

第

負

又  
良  
一

金

# 大規模災害時臨時事務所の使用協定書

## 第1条（目的）

大規模な自然災害等の発生により、九州地方整備局志布志港湾事務所庁舎又は鹿児島県大隅地域振興局志布志第二庁舎（以下「現庁舎」という）の使用が困難となった場合に、志布志市役所所管の施設を使用して、志布志港の速やかな機能復旧を図り、円滑な物流を確保することを目的として、志布志市長（以下「甲」という）と九州地方整備局志布志港湾事務所長（以下「乙」という）及び鹿児島県大隅地域振興局長（以下「丙」という）の間で次のとおり協定を締結するものである。

## 第2条（開設場所）

本協定で使用する場所は、次のとおりとする。

場所 志布志市役所志布志支所 5階会議室（以下「臨時事務所」という）

（住所 志布志市志布志町志布志2丁目1番1号）

## 第3条（臨時事務所の開設）

甲は、次号に規定した事象が発生し、乙又は丙が要請した場合、前条に示す場所、又はこれに相当する代替施設（志布志市文化会館を想定）を速やかに開設し、乙又は丙が使用できるように準備するものとする。臨時事務所の使用開始時期については、可能な限り速やかに乙又は丙より甲に対して通知するものとする。

- 1) 志布志市及び周辺地域に津波警報、大津波警報が発令された場合
  - 2) 志布志市及び周辺地域に震度5弱以上の地震が発生した場合
  - 3) 高潮等により、志布志港内において浸水被害が発生した場合
  - 4) その他乙又は丙の現事務所機能の損失の可能性がある事態
- 2 乙及び丙は、前項に規定しない訓練及び保管物品の管理等を目的として臨時事務所を使用することができるものとする。この場合、乙及び丙は、甲に対して事前に通知し甲の承諾を得るものとする。

## 第4条（運用方法）

- 1 臨時事務所の開設期間は、発災後1週間から1か月程度（現庁舎機能の復旧に要する期間に相当）と想定する。
- 2 甲の備品は、損傷を与えない範囲で使用できるものとする。
- 3 乙及び丙が使用する臨時事務所は、予め甲乙丙の間で取り決めた場所とする。臨時事務所の閉所時には、甲乙丙の立ち会いのもと、施設損傷等の確認を行うものとする。
- 4 乙及び丙が臨時事務所を使用するにあたって生じた第三者への損害等については、乙又は丙の責任において解決する。

## 第5条（連絡体制の確保）

甲乙丙は、平時及び緊急時に相互に連絡が可能となるよう、予め代表者や連絡先、方法（以下「連絡方法」という）について取り決めておくものとする。また、本協定を更新した場合や担当者異動等の際には、遅滞なく連絡方法を更新し、甲乙丙の間で取り交わすものとする。

## 第6条（保管物品の管理）

臨時事務所において必要となる資材等（以下「保管物品」という）は、甲が指定する場所に事前に持ち込み、乙又は丙の責任で保管できるものとする。

乙及び丙は、保管物品について事前に内容や数量を甲に通知するものとし、臨時事務所における保管は乙又は丙の責任において行うものとする。また甲は、日常的な監視において乙及び丙が所有する保管物品に異常が発見された場合は、速やかに乙又は丙に連絡するものとする。

保管物品は、腐敗や腐食する恐れのあるものや、燃料類等引火性のものは保管できないものとする。

## 第7条（費用負担）

臨時事務所の開設中に必要となる光熱水資源については、甲において、乙及び丙の業務上最低限の供給を確保する。

臨時事務所の使用料は無償とする。臨時事務所開設期間中の光熱水使用料、通信費、消耗品に係る費用については、臨時事務所の閉所後に甲乙丙の間で協議する。

臨時事務所開設時に必要となる通信機器は、乙又は丙が独自に確保することを基本とする。

## 第8条（簡易な器具の設置）

乙及び丙は、臨時事務所の使用にあたり最低限の器具を予め臨時事務所に設置することができるものとする。

設置にあたっては、事前に甲乙丙の間で協議を行い、甲の意見を踏まえて設置するものとする。設置及び撤去に要する費用は、乙又は丙が負担する。

甲は、乙又は丙が設置した器具が、外観より判断し得る範囲で異常を確認した場合は、乙又は丙に速やかに連絡するものとする。

**【解説】**本条は、緊急時に設置が困難な無線通信用のアンテナ類や、機器を固定するための金具の設置等を想定している。

## 第9条（協定期間）

本協定は、協定の締結日から、翌年の3月末までの期間を対象とする。ただし、甲乙丙いずれかより、協定の解除の申し入れがない場合は、引き続き翌年3月末まで更新されるものとする。

第10条（その他）

本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた場合は、その都度、書面による協議を経て定めるものとする。本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙3者が署名、押印の上、各自1通を保有する。

平成29年2月22日

甲 志布志市有明町野井倉1756  
志布志市長

本田修一



乙 志布志市志布志町帖6617-182  
九州地方整備局 志布志港湾事務所長

村永努



丙 鹿屋市打馬2丁目16番6号  
鹿児島県大隅地域振興局長

酒匂司



